

## 「振り込め詐欺被害者救済法」に基づく分配金支払申請手続きのご案内

お振込先がりそな銀行の口座である場合、「申請書」「本人確認資料」「振り込みの事実を確認できる資料」をりそな銀行の窓口にお持ちいただくか、下記「振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」までご郵送いただきますようお願い申し上げます。

### 分配金支払申請手続きご郵送先

住 所： 〒540-8610  
大阪市中央区備後町2丁目2番1号  
「りそな銀行振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」  
ご照会先電話番号： 0120-073-989（フリーダイヤル）  
受付時間： 月～金曜日 9：00～17：00  
（除く祝日、振替休日、12月31日、1月1日から1月3日）

### <ご用意いただく書類（支払申請書類）>

#### ① 被害回復分配金支払申請書

「被害回復分配金支払申請書」(※) に住所・氏名・生年月日・被害の内容・被害額と分配金のお支払いがあった場合のお受取口座等、必要な箇所をご記入をお願いします。

※ りそな銀行ホームページで「被害回復分配金支払申請書」を掲載しておりますのでご利用ください。又は「振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」(フリーダイヤル)までお申し付けください。

#### ② 本人確認資料 (※)

- ①運転免許証 ②パスポート ③各種健康保険の資格確認書 ④個人番号カード ⑤在留カード  
⑥住民票の写し又は住民票の記載事項証明書  
⑦官公庁から発行され、又は発給された書類（氏名、住所及び生年月日の記載があるもの）

上記本人確認資料のうち、いずれかをご提出ください（①～⑤は写し、⑥・⑦は原本）。

※ 氏名、住所及び生年月日が記載されているものに限りです。

※ 氏名等と住所が別の面に記載されている場合は、それぞれのコピーが必要です

※ マイナ免許証をお持ちの方はマイナンバーカードのコピーをご提出ください。

※ 申請書にご記入された、現在のご住所が記載された資料をご提出ください。

※ 官公庁から発行されたものは、申請日前6ヶ月以内のもの、またその他の資料は申請日において有効なものに限りです。

#### ③ 振り込みの事実を確認できる資料

被害にあわれたお振込みの領収書（明細票）の写し (※)

※ お持ちでない場合は、「振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」(フリーダイヤル)までご照会ください。

### <ご留意事項>

- ご提出頂きました申請書の記載内容等について、ご確認のご連絡をさせていただく場合がございます。
- ご提出頂きました申請書の記載内容に変更等あった場合には、直ちに「振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」(フリーダイヤル)までお申し出ください。
- 分配金支払申請書にてお申し出いただいた場合でも、被害金の支払対象とならない場合がございますので、あらかじめご了承ください。